**平成２５年（フ）第１９０号**
沖縄県浦添市牧港２丁目25番５号、商業登記簿上の本店所在地沖縄県那覇市天久２丁目21―23号
破産者　有限会社エムズエンジニヤサービス
1　決定年月日　平成25年10月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
那覇地方裁判所民事第３部

**平成２５年（フ）第１９５号**
沖縄県那覇市首里石嶺町２丁目191番地８神谷アパート２－Ｂ、商業登記簿上の本店所在地沖縄県那覇市古島１丁目20番地１
破産者　有限会社トモールカンパニー
1　決定年月日　平成25年10月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
那覇地方裁判所民事第３部

**平成２５年（フ）第２２４号**
沖縄県那覇市字松川602番地キャッスル宣205、商業登記簿上の本店所在地沖縄県那覇市首里末吉町１丁目95番地
破産者　株式会社琉球食彩
1　決定年月日　平成25年10月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
那覇地方裁判所民事第３部

**平成２５年（フ）第１１２７号**
名古屋市中川区丸米町１丁目106番地
破産者　白山鉄筋有限会社
1　決定年月日　平成25年10月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２５年（フ）第１７２８号**
大阪府八尾市郡川３丁目84番地
破産者　株式会社坂上工務店
1　決定年月日　平成25年10月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２５年（フ）第２９７３号**
京都府宇治市槇島町十一96番地３
破産者　誠建築工房株式会社
1　決定年月日　平成25年10月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２５年（フ）第３１４７号**
大阪府池田市神田２丁目１番34―205号
破産者　株式会社ウェルハート
1　決定年月日　平成25年10月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２５年（フ）第３１５４号**
大阪市中央区谷町３－４－５、商業登記簿上の本店所在地大阪府東大阪市吉田本町３丁目２番５号
破産者　株式会社Ｋ２工舎
1　決定年月日　平成25年10月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２５年（フ）第３１８９号**
大阪市西区江之子島１丁目８番21号
破産者　東光計機株式会社
1　決定年月日　平成25年10月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２５年（フ）第３２０７号**
大阪市此花区西九条３丁目６番４号エムエス工業101号
破産者　株式会社ホット
1　決定年月日　平成25年10月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２４年（フ）第２号**
堺市北区北花田町３丁34番地３
破産者　大阪ベンデイングサービス株式会社
1　決定年月日　平成25年10月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

**平成２５年（フ）第２６１号**
堺市中区深井畑山町2634番地３
破産者　有限会社スリーエス商会
1　決定年月日　平成25年10月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

**平成２５年（フ）第５１６号**
神戸市灘区琵琶町１丁目１番19号
破産者　株式会社ラベンダー
1　決定年月日　平成25年10月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所第３民事部

**平成２５年（フ）第８７号**
兵庫県宝塚市旭町３丁目４番２号
破産者　有限会社サンメイク
1　決定年月日　平成25年10月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

**平成２５年（フ）第７９号**
茨城県北相馬郡利根町羽中字南623番１
破産者　高橋物流倉庫株式会社
1　決定年月日　平成25年10月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

**平成２５年（フ）第３４号**
群馬県桐生市本町２丁目８番26号
破産者　有限会社ミラノリブ
1　決定年月日　平成25年10月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所桐生支部

**平成２５年（フ）第３１号**
千葉県南房総市千倉町白子324番地
破産者　水嶋　裕行
1　決定年月日　平成25年10月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所館山支部

**平成２５年（フ）第２０６号**
東京都昭島市田中町３丁目５番22―301号
破産者　安藤　秀夫
1　決定年月日　平成25年10月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

**平成２５年（フ）第４７１号**
東京都清瀬市旭が丘５丁目１番５―307号
破産者　伊藤佐智世
1　決定年月日　平成25年10月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

**平成２５年（フ）第５５７号**
東京都東久留米市上の原１丁目５番２―202号
破産者　有限会社関東技建
1　決定年月日　平成25年10月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

**平成２５年（フ）第５５８号**
東京都東久留米市金山町２丁目14番８号ヴェルドミール303号
破産者　佐藤　　猛
1　決定年月日　平成25年10月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

**平成２４年（フ）第３９号**
山梨県甲府市池田３丁目４番16号
破産者　株式会社馬場建設コンサルタント
1　決定年月日　平成25年10月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
甲府地方裁判所民事部破産係